

分類	項目		説明	備考	
駐車場	1		駐車場	駐車場がある	
	2		車いすマーク 駐車場	障がい者等利用できる駐車区画がある	第12条
敷地内通路 (建物前)	3		平坦	建物の主な外部出入口前が平坦	第2条第1項第2号
主な外部出入口	4		自動ドア	建物の主な外部出入口が自動ドアである	第2条第1項第2号、 同条第2項第2号
トイレ	5		洋式トイレ	洋式トイレがある	
	6		おむつ交換台	乳幼児のおむつを交換できる台がある	
	7		ベビーチェア	ベビーチェアがある	
	8		車いす使用者 利用トイレ	障がい者対応トイレ (車いすで利用できるトイレ) がある	第9条第1項第1号
	9		オストメイト 対応トイレ	オストメイト対応トイレがある	第9条第1項第1号
誘導案内	10		視覚障がい者 誘導用ブロック	敷地内通路や建物内部に視覚障がい者用 ブロックがある	第16条
	11		音声誘導・ 音声案内	音声誘導装置や音声案内装置がある	第16条
	12		点字案内板	点字による触知案内板がある	第15条第2項
	13		受付案内所	有人受付案内所がある	
昇降設備	14		エレベーター	一般用のエレベーターがある	第7条第1項
	15		車いす対応 エレベーター	車いす使用者対応エレベーターがある	第8条
	16		点字・音声付 エレベーター	点字表示又は音声案内付エレベーター がある	第7条第6項
その他	17		車いす貸出し	貸出し用車いすがある	
	18		授乳室	授乳室がある	
	19		AED	AED (自動体外式除細動器) を 設置している	

「備考」欄は、バリアフリー法 (※1) に基づく誘導基準省令 (※2) で当該項目に関連する条項を記載。

(※1) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。

(※2) 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の
構造及び配置に関する基準を定める省令